

令和3年1月8日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤（教育・学生支援担当理事、学友会副会長）

BCP レベルの引き上げに伴う課外活動の原則禁止措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症は全国的に感染拡大状況が急速に悪化しており、宮城県内でも収束の兆しがみられません。そのような中、令和3年1月7日付で日本政府から東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県に緊急事態宣言が発出され、これに伴い、本学でもBCPレベルが2に引き上げられました。

これにより当面の間、オンライン上で行われる活動及び個人練習を除き、課外活動が原則禁止となり、期間中の大会やイベント等への参加も不可となります。

課外活動再開後、熱心に活動に取り組んでいる学生の皆さんにとって大変残念ではありますが、今後の活動再開を早期に迎えるためにも、感染拡大防止の取組の一環としてご理解願います。